

(ウ) 振動

(a) 工場・事業場に係る規制

神奈川県生活環境の保全等に関する条例第 32 条に基づき、特定工場等も含む事業所において発生する振動の許容限度を表 2-2-92 に示す。

そのほか、用途地域指定状況は図 2-2-5 に示すとおりであり、事業実施区域周辺は準工業地域又は商業地域が指定されている。

表 2-2-92 事業所において発生する振動の許容限度

地域 \ 時間	午前8時から午後7時まで	午後7時から午前8時まで
第一種低層住居専用地域、 第二種低層住居専用地域、 第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、 田園住居地域	60 デシベル	55 デシベル
第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域	65 デシベル	55 デシベル
近隣商業地域、商業地域、 準工業地域	65 デシベル	60 デシベル
工業地域	70 デシベル	60 デシベル
工業専用地域	70 デシベル	65 デシベル
その他の地域	65 デシベル	55 デシベル

注1：「第一種低層住居専用地域」、「第二種低層住居専用地域」、「第一種中高層住居専用地域」、「第二種中高層住居専用地域」、「田園住居地域」、「第一種住居地域」、「第二種住居地域」、「準住居地域」、「近隣商業地域」、「商業地域」、「準工業地域」、「工業地域」及び「工業専用地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、田園住居地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域をいう。

注2：「デシベル」とは、計量法別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。

注3：振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。

注4：振動の測定の地点は、事業所の敷地境界線上の地点とする。ただし、主として騒音又は振動の公害の防止のための工場集団化計画に基づいて造成された工場団地であって知事が指定するものについては、当該工場団地の全体の敷地境界線上の地点とする。

注5：注4の規定にかかわらず、複数の事業所が立地する一団の土地であって、当該一団の土地の境界線上の地点を振動の測定の地点とすることが当該一団の土地の利用状況から適当と知事が認めるときは、当該一団の土地の境界線上の地点を振動の測定の地点とすることができる。

注6：振動の測定方法は、次のとおりとする。

(1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。

ア 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所

イ 傾斜及び凹凸がない水平面を確保できる場所

ウ 温度、電気、磁気等の外因条件の影響を受けない場所

(2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の左欄に掲げる指示値の差ごとに同表の右欄に掲げる補正值を減ずるものとする。

指示値の差	補正值
3	3
4、5	2
6、7、8、9	1

注7：振動レベルの決定は、次のとおりとする。

(1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値

(2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値

(3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔で100個又はこれらに準ずる間隔及び個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値

注8：事業所が他の地域に隣接する場合で、当該事業所の属する地域の基準値が当該隣接する地域の基準値より大きいときの当該事業所の他の地域に隣接する敷地の境界線に適用される基準値は、当該事業所の属する地域の基準値から5デシベルを減じたものとする。

注9：一の事業所が属する地域又は一の事業所が隣接する他の地域の変更により、当該一の事業所に適用される振動の基準値が従前の基準値より小さい値となる場合にあっては、当該一の事業所については、当該変更の日から3年間は、当該変更がなかったものとみなしてこの規制基準を適用する。

注10：この規制基準は、建設工事に伴って発生する振動については、適用しない。

出典：「神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成9年12月26日規則第113号、最終改正：令和6年3月29日規則第35号令和6年7月19日規則第56号）

(b) 特定建設作業に係る規制

振動規制法施行規則第 11 条に基づく特定建設作業に伴う振動に対する規制基準を表 2-2-93 に、特定建設作業に係る規制基準の指定地域の状況を図 2-2-68 に示す。

これによると、事業実施区域周辺は、第 1 号区域が指定されている。

表 2-2-93 特定建設作業に伴う振動に対する規制基準

項目	内容	適用除外作業
基準値	75dB 特定建設作業の場所の敷地境界線上	－
作業時間	第 1 号区域 午前 7 時から午後 7 時まで	1、2、3、4、5
	第 2 号区域 午前 6 時から午後 10 時まで	
1 日における延作業時間	第 1 号区域 10 時間	1、2
	第 2 号区域 14 時間	
同一場所における連続作業時間	6 日以内	1、2
日曜・休日における作業	禁止	1、2、3、4、5、6

注 1：区域の区分は以下のとおりである。

第 1 号区域 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種・第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域として定められていない地域、工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね 80m の区域

第 2 号区域 工業地域のうち学校・病院等の周囲概ね 80m 以外の区域。

注 2：適用除外作業

1. 災害その他非常事態による緊急作業
2. 人の生命または身体の危険防止作業
3. 鉄道の正常運行確保の作業
4. 道路法による占用許可条件が夜間（休日）の場合
5. 道路交通法による使用許可条件が夜間（休日）の場合
6. 変電所工事で休日に行う必要がある場合

出典：「特定建設作業の規制基準（令和 3 年 9 月、環境部環境保全課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

(c) 自動車振動に係る規制

振動規制法施行規則第 12 条に基づく道路交通振動の要請限度を表 2-2-94 に、自動車振動の限度に係る区域の区分を図 2-2-69 に示す。

表 2-2-94 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

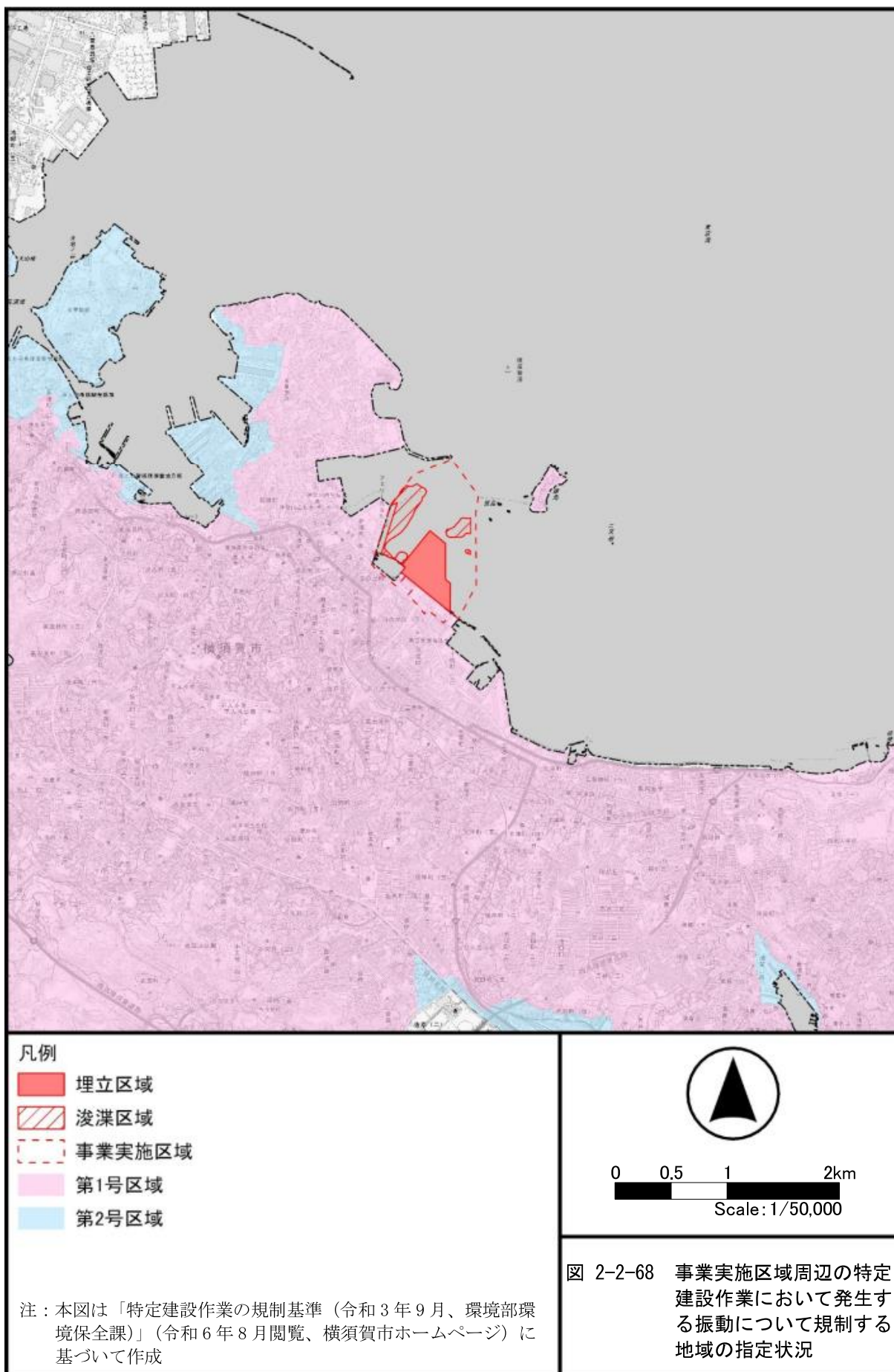
時間の区分 区域の区分	昼間（8 時～19 時）	夜間（19 時～8 時）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

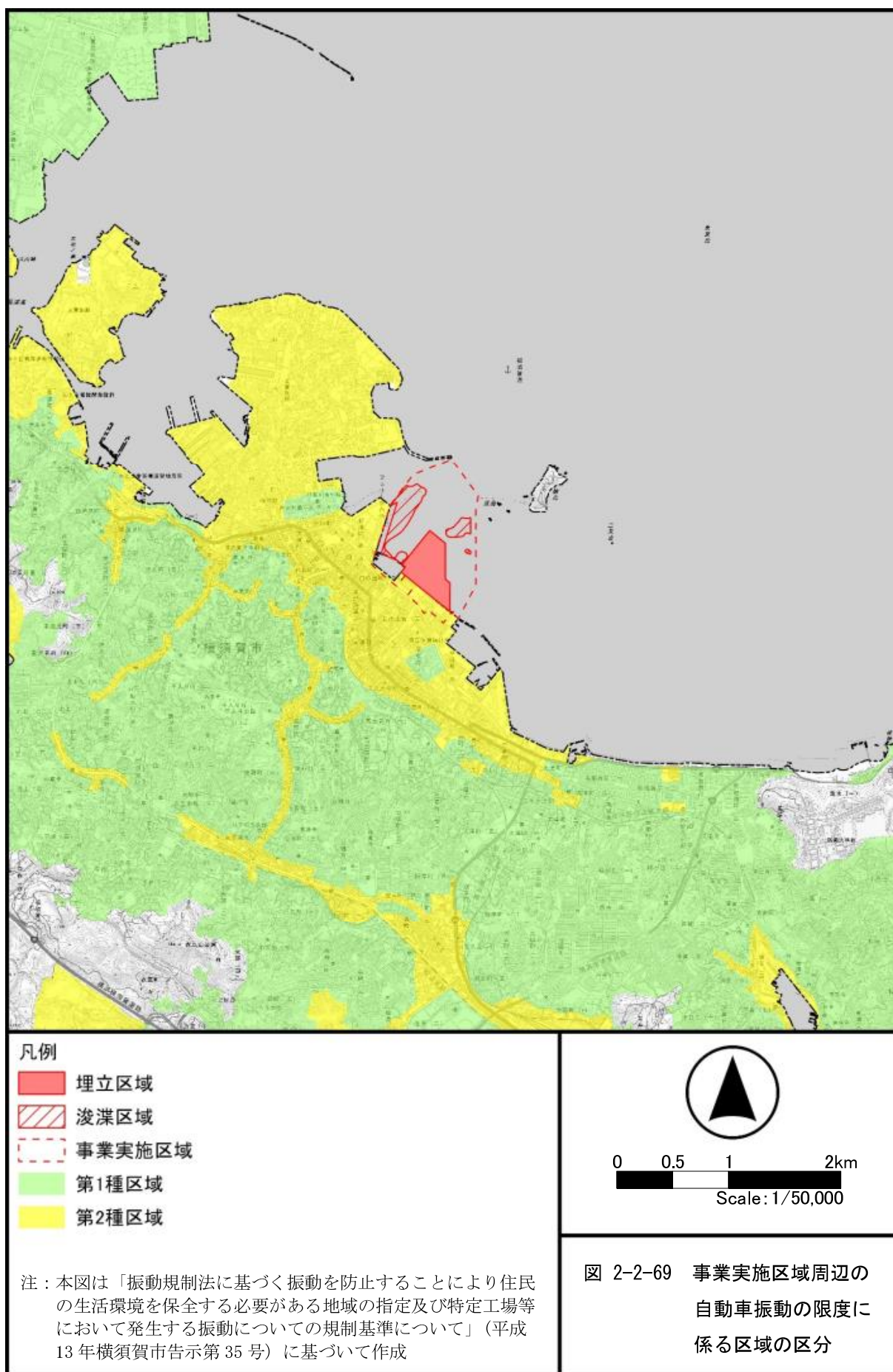
注：第 1 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域として定められた区域並びに同法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる用途地域として定められた区域以外の地域

第 2 種区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域として定められた区域

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号、最終改正：令和 3 年環境省令第 3 号）

「振動規制法施行規則別表第 2 の備考 1 の規定に基づく区域の区分及び時間の区分」（昭和 52 年神奈川県告示第 704 号、最終改正：平成 3 年神奈川県告示第 376 号）





(エ) 悪臭

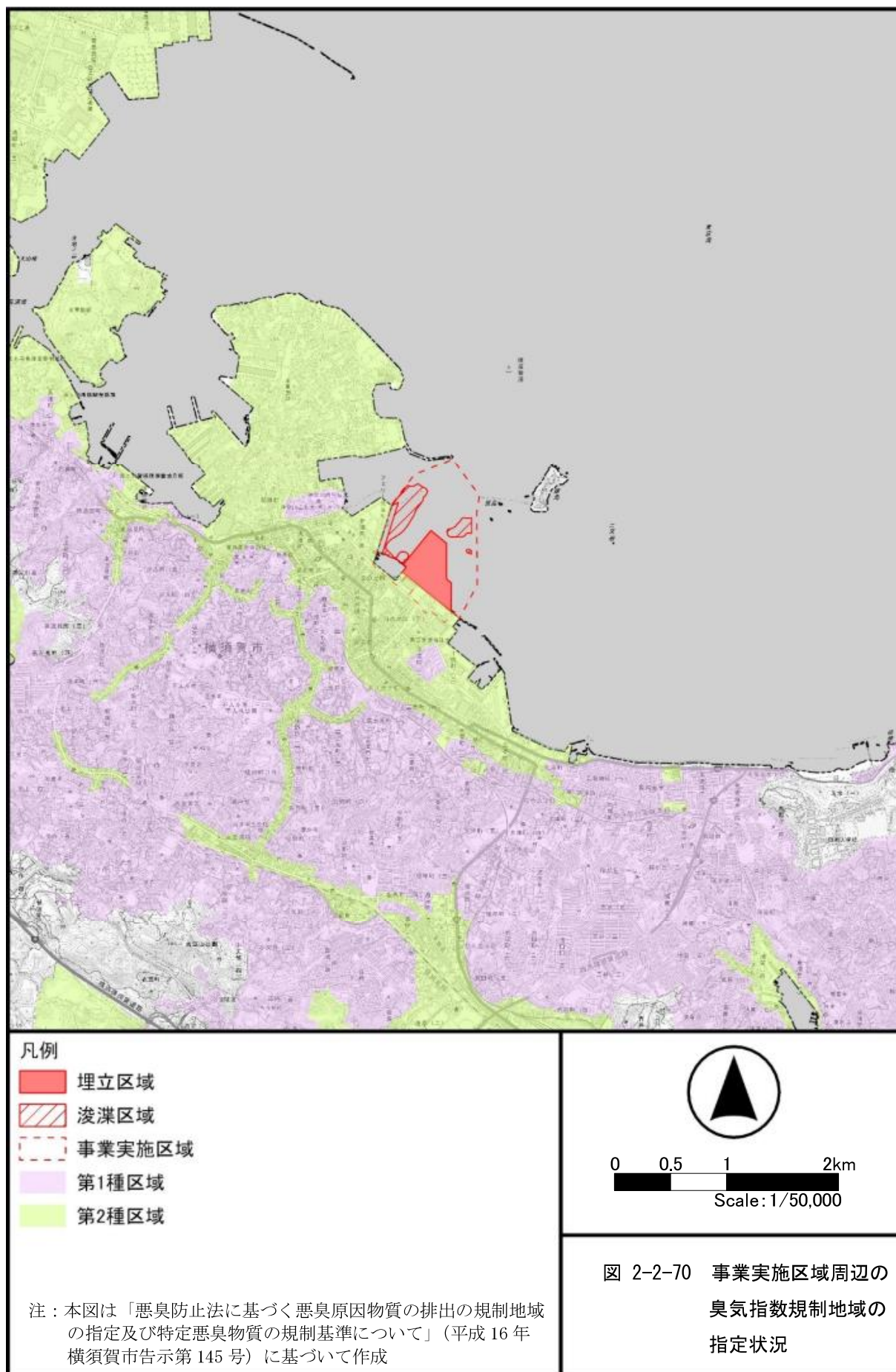
悪臭防止法第3条及び4条に基づく悪臭原因物の排出に係る規制基準を表 2-2-95 に、規制地域を図 2-2-70 に示す。

これによると、事業実施区域周辺は、第1種区域が指定されている。

表 2-2-95 悪臭原因物の排出に係る規制基準値

区域の区分	規制基準値
第1種区域	臭気指数 10
第2種区域	臭気指数 15

出典：「悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出の規制地域の指定及び特定悪臭物質の規制基準について」（平成16年横須賀市告示第145号）



(オ) 水質

水質汚濁については、「水質汚濁防止法」（昭和 46 年法律第 139 号）、「ダイオキシン類対策特別措置法」、「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 46 年神奈川県条例第 52 号）により、規制が実施されている。

「水質汚濁防止法」及び「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」では、同法・条例に基づく特定施設を設置する工場・事業場に対して、直罰制度、改善命令等の措置、特定施設の設置・構造等を変更する場合の事前届出制、特定施設からの排出基準等を定めている。

排水基準については、「水質汚濁防止法」に基づき全国一律の排水基準（一律排水基準）が表 2-2-96 に示すように定められている。

また、一律排水基準では水質汚濁の防止が不十分と認められる水域については、条例により厳しい排水基準を設定することができ、神奈川県では「大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定による排出基準及び水質汚濁防止法第 3 条第 3 項の規定による排水基準を定める条例」（昭和 46 年神奈川県条例第 52 号）により、法の基準より厳しい排水基準（上乘せ基準）を定めている。

また、水質汚濁防止法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づき環境省が策定した「第 8 次水質総量削減基本方針」（平成 28 年 9 月）を受け、神奈川県において法第 4 条の 3 第 1 項の規定に基づき、「東京湾における化学的酸素要求量等に係る第 9 次総量削減計画について」を策定し、同計画に定めた削減目標達成のために、総量規制基準の適用等の施策が実施されている。同計画では目標年度を令和 6 年度とし、削減目標量として化学的酸素要求量 21t/日、窒素含有量 25t/日、燐含有量 1.8t/日と定めている。

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、同法に基づく特定施設を設置する工場・事業場に対して、直罰制度、改善命令等の措置、特定施設の設置・構造等を変更する場合の事前届出制、特定施設からの排水基準等を定めている。

表 2-2-96 (1) 一律排水基準 (有害物質)

項目	基準値
カドミウム	0.03mg/L 以下
全シアン	1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	海域以外 10mg/L 以下 海域 230mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	海域以外 8mg/L 以下 海域 15mg/L 以下
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下

注 1: 「検出されないこと。」とは、第 2 条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

注 2: 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和四十九年政令第三百六十三号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

出典: 「排水基準を定める省令」（昭和 46 年総理府令第 35 号、最終改正: 令和 6 年環境省令第 4 号）

表 2-2-96 (2) 一律排水基準（その他の項目）

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)	海域以外の公共用水域	5.8～8.6
	海域	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質量		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌群数		日間平均 3,000 個/cm ³
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
磷含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)

注1：「日間平均」による許容限度は、一日の排水水の平均的な汚染状態について定めたものである。

注2：この表に掲げる排水基準は、一日当たりの平均的な排水水の量が五〇立方メートル以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。

注3：水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。）に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。

注4：水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。

注5：生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。

注6：窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域（湖沼であつて水の塩素イオン含有量が一リットルにつき九、〇〇〇ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。）として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

注7：磷含有量についての排水基準は、磷が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。

出典：「排水基準を定める省令」（昭和46年総理府令第35号、最終改正：令和6年環境省令第4号）

（カ） 水底の底質

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和48年総理府令第6号）に基づき、公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の判定基準や除去等の基準として表 2-2-97 に示すとおり水底土砂に係る判定基準が定められている。

また、「底質の暫定除去基準」（昭和50年環水管第119号）が表 2-2-98 に示すとおり定められている。

表 2-2-97 水底土砂に係る判定基準

項目	基準値
アルキル水銀化合物	アルキル水銀化合物につき検出されないこと。
水銀又はその化合物	検液 1L につき水銀 0.005mg 以下
カドミウム又はその化合物	検液 1L につきカドミウム 0.1mg 以下
鉛又はその化合物	検液 1L につき鉛 0.1mg 以下
有機りん化合物	検液 1L につき有機りん化合物 1mg 以下
六価クロム化合物	検液 1L につき六価クロム化合物 0.5mg 以下
ひ素又はその化合物	検液 1L につきひ素 0.1mg 以下
シアン化合物	検液 1L につきシアン化合物 1mg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検液 1L につきポリ塩化ビフェニル 0.003mg 以下
銅又はその化合物	検液 1L につき銅 3mg 以下
亜鉛又はその化合物	検液 1L につき亜鉛 2mg 以下
ふっ化物	検液 1L につきふっ素 15mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につきトリクロロエチレン 0.3mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につきテトラクロロエチレン 0.1mg 以下
ベリリウム又はその化合物	検液 1L につきベリリウム 2.5mg 以下
クロム又はその化合物	検液 1L につきクロム 2mg 以下
ニッケル又はその化合物	検液 1L につきニッケル 1.2mg 以下
バナジウム又はその化合物	検液 1L につきバナジウム 1.5mg 以下
廃棄物処理令別表第三の三第二十四号に掲げる有機塩素化合物	試料 1kg につき塩素 40mg 以下
ジクロロメタン	検液 1L につきジクロロメタン 0.2mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき四塩化炭素 0.02mg 以下
1・2-ジクロロエタン	検液 1L につき 1・2-ジクロロエタン 0.04mg 以下
1・1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 1・1-ジクロロエチレン 1mg 以下
シス-1・2-ジクロロエチレン	検液 1L につきシス-1・2-ジクロロエチレン 0.4mg 以下
1・1・1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1・1・1-トリクロロエタン 3mg 以下
1・1・2-トリクロロエタン	検液 1L につき 1・1・2-トリクロロエタン 0.06mg 以下
1・3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 1・3-ジクロロプロペン 0.02mg 以下
チウラム	検液 1L につきチウラム 0.06mg 以下
シマジン	検液 1L につきシマジン 0.03mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につきチオベンカルブ 0.2mg 以下
ベンゼン	検液 1L につきベンゼン 0.1mg 以下
セレン又はその化合物	検液 1L につきセレン 0.1mg 以下
1・4-ジオキサン	検液 1L につき 1・4-ジオキサン 0.5mg 以下
ダイオキシン類	検液 1L につき 10pg-TEQ 以下

注 1：この表に掲げる基準は、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により廃棄物に含まれる各号上欄に掲げる物質を溶出させた場合における当該各号下欄に掲げる物質の濃度として表示されたものとする。

注 2：「検出されないこと。」とは、第四条の規定に基づき環境大臣が定める方法により検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

出典：「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」（昭和 48 年総理府令第 6 号、最終改正：平成 29 年環境省令第 15 号）

表 2-2-98 底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準（底質の感想重量当たり）
水銀	(1) 河川及び湖沼：25ppm 以上 (2) 海域：次式により算定した値（C）以上 $C = 0.18 \times \frac{\Delta H}{J} \times \frac{1}{S}$ C=暫定除去基準（ppm）、 ΔH =平均潮差（m）、 J =溶出率、 S =安全率 ΔH =副振動の平均振幅（m）×（12×60（分））/平均周期（分）
PCB	10ppm

出典：「底質の暫定除去基準について」（昭和 50 年環水管第 119 号、最改正：昭和 63 年環水管第 127 号）

エ. その他の環境の保全を目的として法令等に規定する区域等の状況

(ア) 自然環境

(a) 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約（平成 4 年条約第 7 号）

世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約では、文化遺産及び自然遺産を人類全体のための世界の遺産として損傷、破壊等の脅威から保護し、保存することが重要であるとの観点から、国際的な協力及び援助の体制を確立することを目的としている。

なお、対象事業実施区域周辺は、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約に基づく世界文化遺産や世界自然遺産は存在しない。

(b) 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約（ラムサール条約）（昭和 55 年 条例第 28 号）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約では、湿地はあらゆる面での資源であり喪失することを防がなければならないこととし、条約の第 2 条第 1 項に規定する湿地を指定することができるとしている。

対象事業実施区域周辺は、特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約指定に基づく湿地は存在しない。

(c) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）（平成 4 年法律第 75 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律では、国内希少野生動植物の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であって、その個体の分布状況及び生態、その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができるとしている。

なお、対象事業実施区域周辺は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保全に関する法律に基づく生息地等保護区は指定されていない。

(d) 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）

自然公園法では、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の促進を図ることにより、国民の保護、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する事を目的とし、国立公園及び国定公園を指定としている。

なお、対象事業実施区域周辺は、国定公園や国立公園は指定されていない。

- (e) 神奈川県立自然公園条例（昭和 34 年神奈川県条例第 6 号、最終改正：平成 23 年神奈川県条例第 17 号）

神奈川県立自然公園条例では、神奈川県内にある優れた自然の風景地の風致を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的としている。

なお、対象事業実施区域周辺は、神奈川県立自然公園条例に基づく、県立自然公園は指定されていない。

- (f) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律では、鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するとともに、猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図り、もって生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に寄与することを通じて、自然環境の恵沢を享受できる国民生活の確保及び地域社会の健全な発展に資することを目的としている。

なお、対象事業実施区域周辺における鳥獣保護区の指定状況を表 2-2-99 及び図 2-2-71 に示す。

表 2-2-99 鳥獣保護区の指定状況

番号	名称	期間	面積 (ha)	種類
1	大明寺	令 2. 11. 1～令 12. 10. 31	2. 9	身
2	大楠山	令元. 11. 1～令 11. 10. 31	827. 0	身
3	観音崎	平 26. 11. 1～令 6. 10. 31	200. 0	身

注 1：表内の番号は図 2-2-71 の番号に対応する。

注 2：種類欄の区分

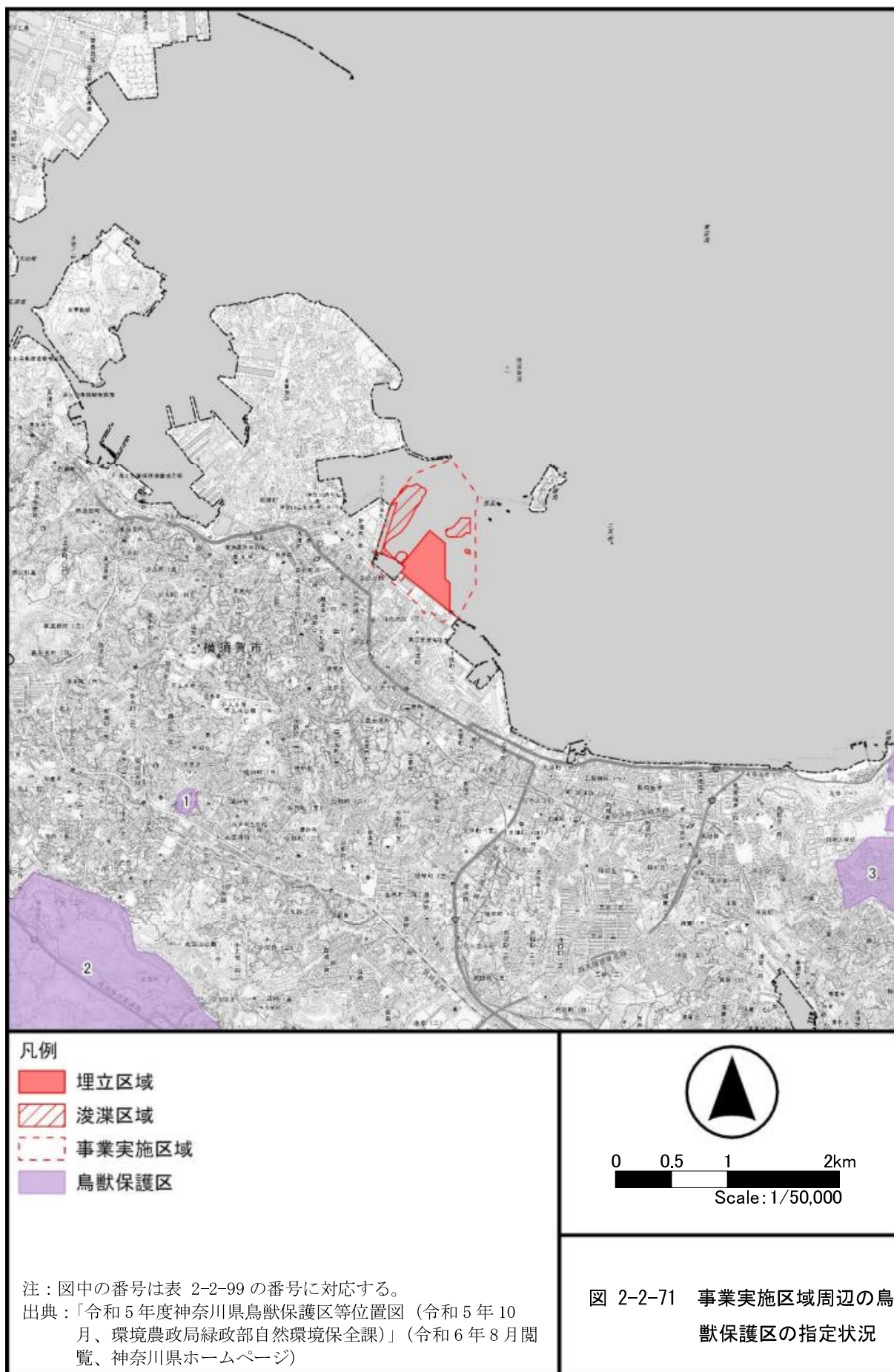
身 … 身近な鳥獣生息地

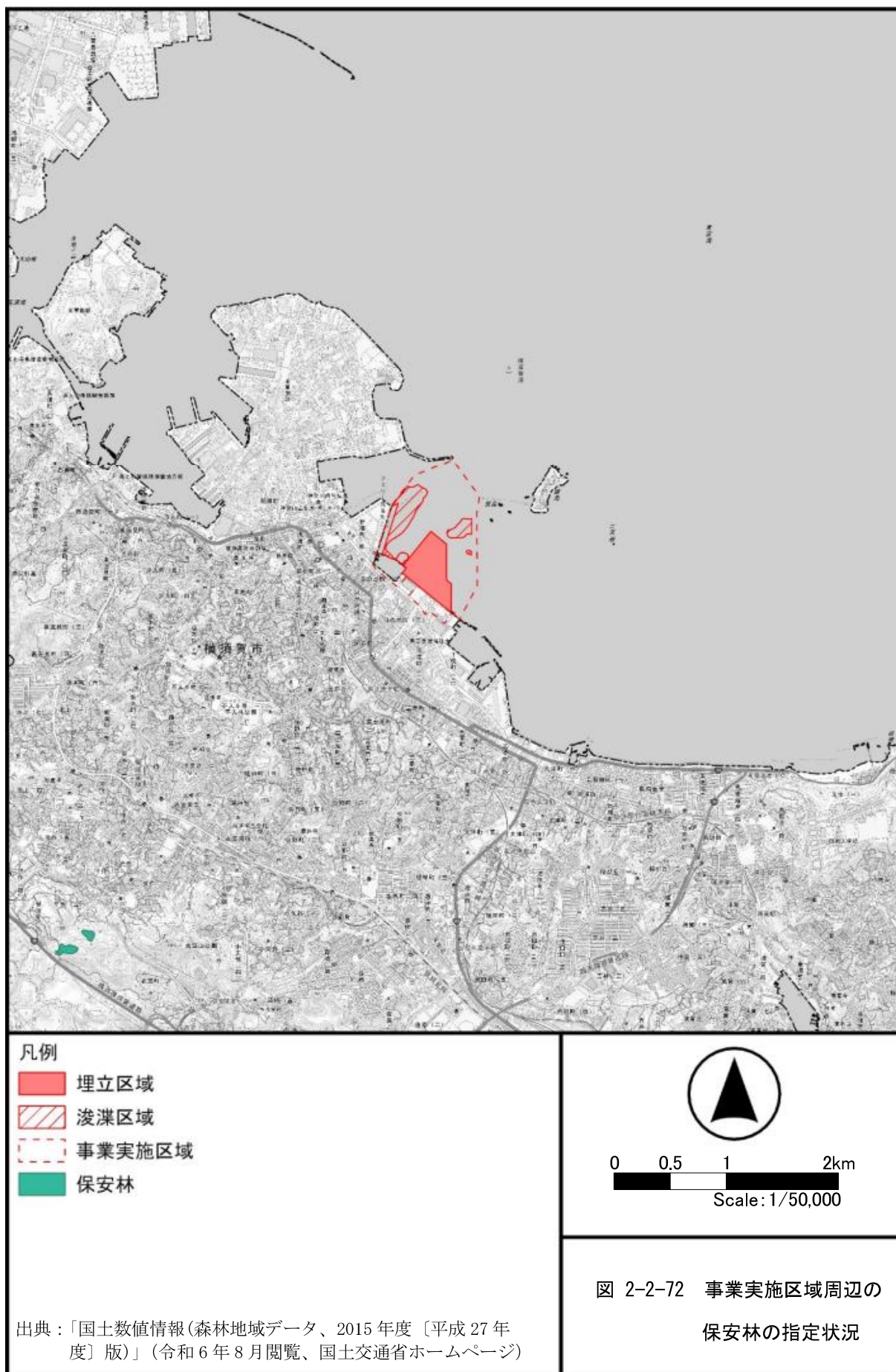
出典：「鳥獣保護区、鳥獣保護区特別保護地区一覧（令和 5 年 11 月、環境農政局緑政部自然環境保全課）」（令和 6 年 8 月閲覧、神奈川県ホームページ）

- (g) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号、最終改正：令和 5 年法律第 63 号）

森林法では、水源の涵養、土砂の流出及び崩壊の防止、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存等の目的を達成するために必要があるときは、森林を保安林として指定できるとしている。

なお、対象事業実施区域周辺における保安林の指定状況を図 2-2-72 に示す。





(h) 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）

自然環境保全法では、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けることなく、原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であって、国又は地方公共団体が所有するもののうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを、自然環境保全地域として指定できるとされている。

また、原生自然環境保全地域以外の区域で、次の各項目のいずれかに該当するその面積が政令で定める面積以上のもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが必要なものを、自然環境保全地域として指定できるとされている。

- ・高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林の区域
- ・優れた天然林が相当部分を占める森林の区域
- ・地形若しくは地質が特異であり、または特異な自然の現象が生じている土地の区域及びこれと一体となって自然環境を形成している土地の区域
- ・その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海岸、湖沼、湿原又は河川の区域
- ・その海域内に生存する熱帯魚、さんご、海藻その他の動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している海域
- ・植物の自生地、野生動物の生息地その他の政令で定める土地の区域でその区域における自然環境が前各項目に掲げる区域における自然環境に相当する程度を維持しているもの

なお、対象事業実施区域周辺は、自然環境保全法に基づく原生自然環境保全地域や自然環境保全地域に指定されていない。

(i) 自然環境保全条例（昭和 47 年神奈川県条例第 52 号、最終改正：平成 23 年神奈川県条例第 17 号）

自然環境保全条例は、自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）及び神奈川県環境基本条例（平成 8 年神奈川県条例第 12 号）の本旨を達成するため、自然環境保全地域の指定、当該地域における行為の規制その他自然環境の維持及び回復について必要な事項を定めることにより、当該地域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としている。

なお、横須賀市内には「田浦大作自然環境保全地域」が指定されているが、対象事業実施区域周辺から離れた位置が指定されている。

(イ) 土地利用

(a) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、最終改正：令和 6 年法律第 40 号）

都市計画法では、人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとされている。その中で、風致地区は都市の風致を維持するため定める地区とされ、風致地区内における建築物の建築、宅地の造成、木材の伐採その他の行為については、政令で定める基準に従い、地方公共団体の条例で、都市の風致を維持するため必要な規制ができるとされている。

対象事業実施区域周辺の風致地区の指定状況を表 2-2-100、図 2-2-73 に示す。

表 2-2-100 風致地区の指定状況

番号	地区名	位置	第 1 種風致地区 (ha)	第 4 種風致地区 (ha)	合計 (ha)
1	塚山風致地区	西逸見町、山中町、長浦町	5.6	21.2	26.8
2	衣笠大楠山風致地区	小矢部、衣笠町、平作、阿部倉町、秋谷、芦名、長坂	3.4	678.6	682.0
3	浦賀半島風致地区	馬堀町、走水、鴨居	103.6	180.4	284.0

注 1：風致地区の種別については、都市計画法第 58 条の規定に基づき横須賀市が風致条例により定めた区分

注 2：表内の番号は図 2-2-73 の番号に対応する。

出典：「横須賀市の都市計画（資料編）（令和 6 年 4 月 25 日、都市部都市計画課）」（令和 6 年 8 月閲覧、横須賀市ホームページ）

(b) 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号、最終改正：令和 6 年法律第 40 号）

都市緑地法では、都市計画区域又は準都市計画区域内の緑地で次の各項目のいずれかに該当する相当規模の土地の区域については、都市計画に緑地保全地域を定めることができるとされている。

- ・無秩序な市街地化の防止又は公害若しくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの
- ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの

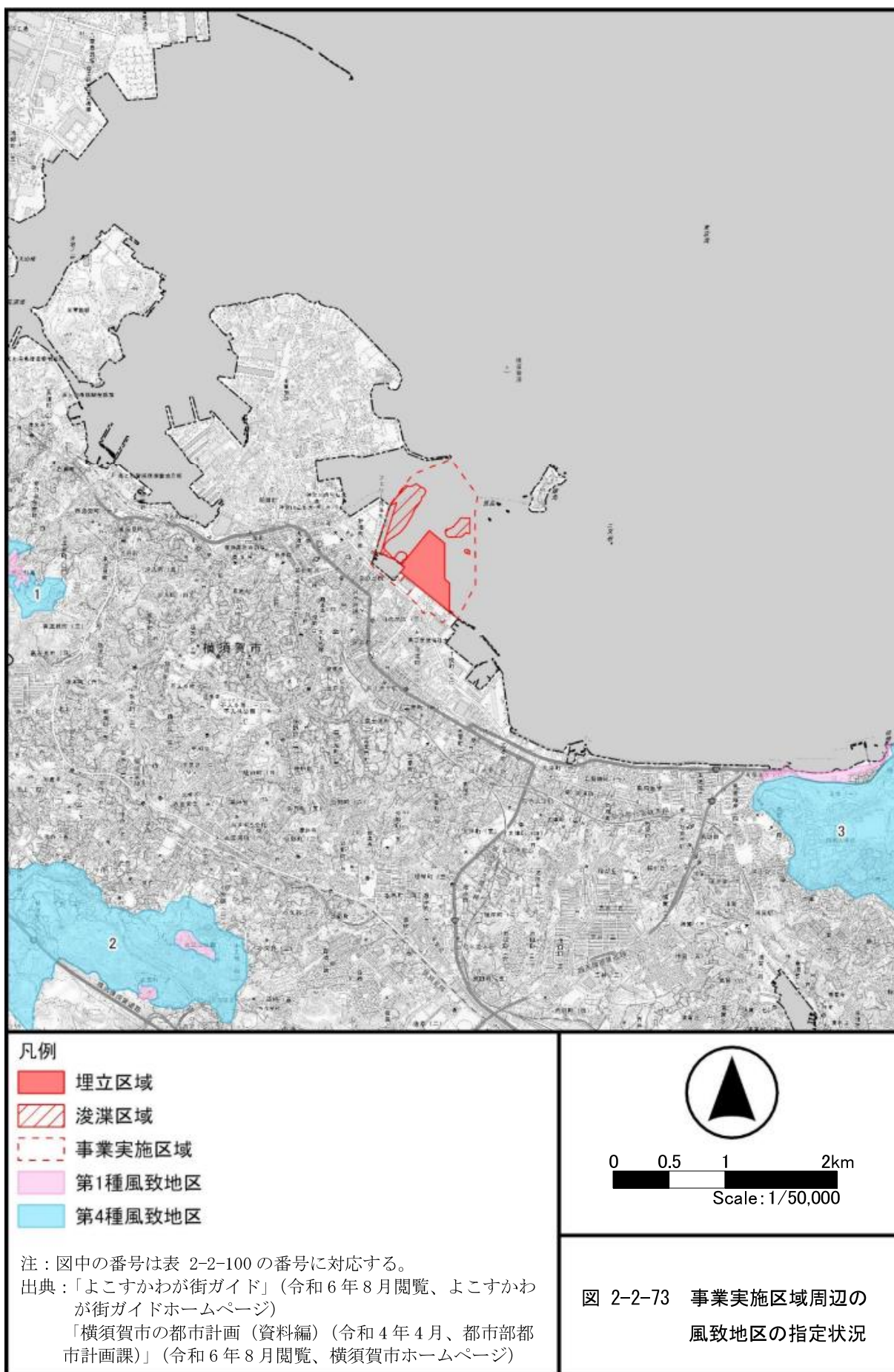
なお、対象事業実施区域周辺には緑地保全地区及び特別緑地保全地区は定められていないが、表 2-2-101、図 2-2-74 に示すとおり、事業実施区域周辺には近郊緑地保全区域が存在する。

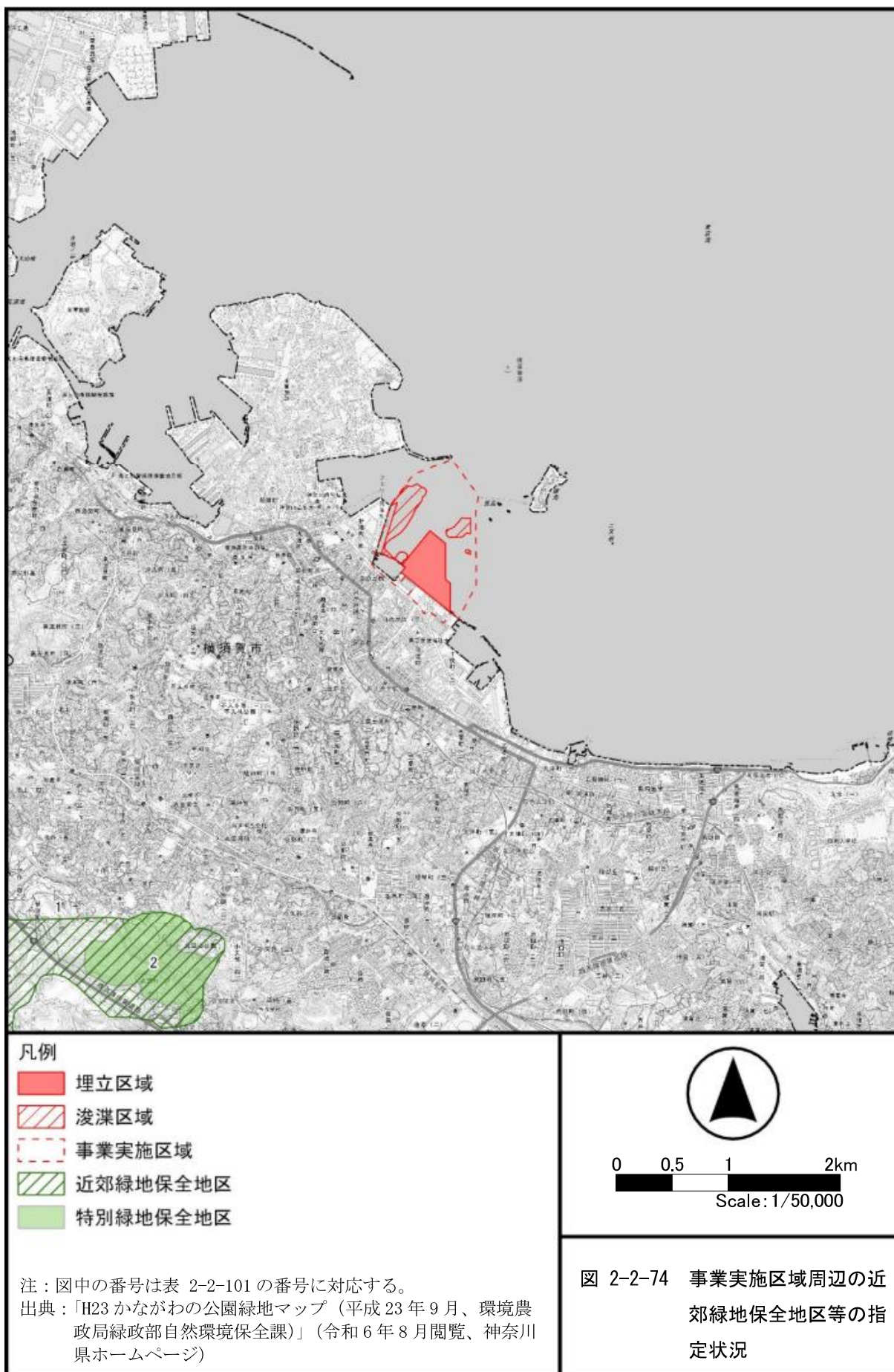
表 2-2-101 近郊緑地保全区域等の状況

番号	区分	名称	面積 (ha)
1	近郊緑地保全区域	衣笠・大楠山	958
2	近郊緑地特別保全地区	衣笠・大楠山	49.5

注：表内の番号は図 2-2-74 の番号に対応する。

出典：「首都圏近郊緑地保全法」（昭和 41 年法律第百一号、最終改正 令和 6 年法律第四十号）





(c) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）

砂防法では、治水上砂防のための砂防設備を要する土地又は竹木の伐採や土石・砂れきの採取等の一定の行為を禁止し、若しくは制限すべき土地を砂防指定地として指定することができる」とされている。

なお、神奈川県ホームページで配布されている砂防指定地の GIS データによると、横須賀市内には砂防指定地は指定されていない。

(d) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号、最終改正：令和 5 年法律第 34 号）

地すべり等防止法では、地すべり区域やこれに隣接する地域のうち地すべり区域の地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれのきわめて大きいものであって、公共の利害に密接な関連を有するものを地すべり防止区域として指定することができる」とされている。

対象事業実施区域周辺の地すべり防止区域を図 2-2-75 に示す。

(e) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号、最終改正：令和 4 年法律第 68 号）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律では、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害警戒区域として指定することができる」とされている。また、土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損害が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる」とされている。

対象事業実施区域周辺の土砂災害警戒区域を図 2-2-75 に示す。

(f) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号、最終改正：令和 5 年法律第 34 号）

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律では、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者、その他の者に危害が生ずるおそれのあるものおよびこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、同法第 7 条 1 項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる」とされている。

対象事業実施区域周辺の急傾斜地崩壊危険区域を図 2-2-75 に示す。

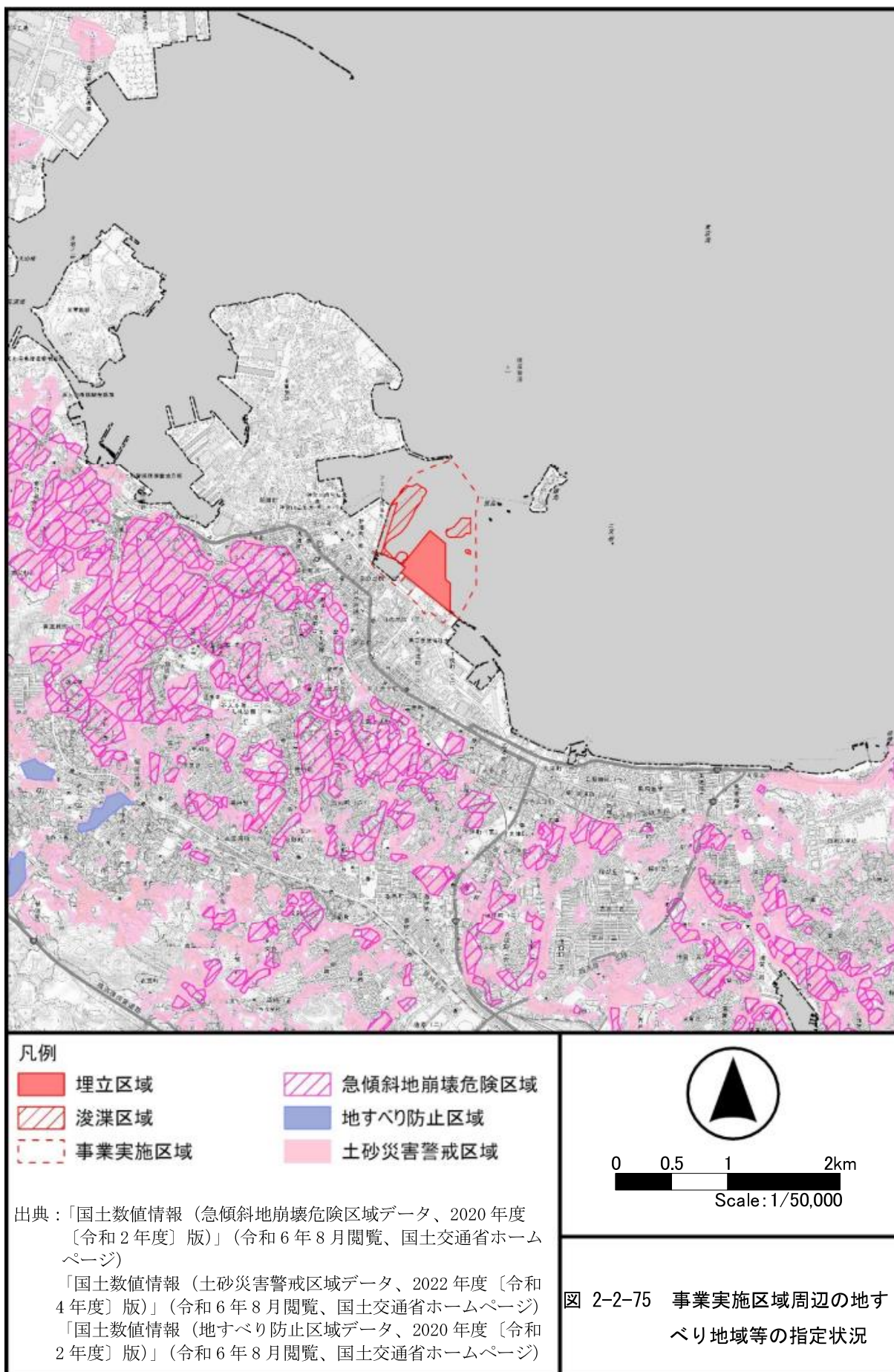


図 2-2-75 事業実施区域周辺の地すべり地域等の指定状況